

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

第1条～第33条 略	改 正 後	第1条～第33条 略	改 正 前
(前金払)		(前金払)	
第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。		第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	
(中間前金払)		(中間前金払)	
第35条及び第36条 略		第35条及び第36条 略	
(中間前金払)		(中間前金払)	
第37条 略 2～7 略 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。		第37条 略 2～7 略 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	
(履行遅滞の場合における損害金等)		(履行遅滞の場合における損害金等)	
第47条 略		第47条 略	
2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。		2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額とする。	
3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。		3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。	

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

第48条 略	改 正 後	改 正 前
(談合等不正行為があつた場合の違約金等)		
第48条の2 略		
2 略		
3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2. <u>8</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息を、発注者に支払わなければならぬ。	3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2. <u>9</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。	3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2. <u>9</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。
4～5 略	4～5 略	
第49条及び第50条 略		
(解除に伴う措置)		
第51条 略		
2 略		
3 第1項の場合において、第34条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているときは、当該前払金の額（第38条及び第43条の規定による部分払ににおいて償却した前払金の額を控除した額）を、また第37条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があつたときは、当該中間前払金の額（第43条の規定による部分払をしているときは、当該部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額にお余剩額があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにはそれぞれの余剩額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2. <u>8</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにはその余剩額を発注者に返還しなければならない。	3 第1項の場合において、第34条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているときは、当該前払金の額（第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、当該部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第37条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があつたときは、当該中間前払金の額（第43条の規定による部分払をしているときは、当該部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額にお余剩額があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにはそれぞれの余剩額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2. <u>9</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにはその余剩額を発注者に返還しなければならない。	3 第1項の場合において、第34条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているときは、当該前払金の額（第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、当該部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第37条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があつたときは、当該中間前払金の額（第43条の規定による部分払をしているときは、当該部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額にお余剩額があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにはそれぞれの余剩額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2. <u>9</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにはその余剩額を発注者に返還しなければならない。
4～8 略	4～8 略	4～8 略
第52条以下 略		